

【町民福祉課からのお知らせ①】 ～年金の届け出を忘れていませんか？～

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金は次の3つの種別からなり、住所や勤務先が変わった場合などに届出が必要となります。

第1号被保険者・・・農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第2号被保険者・・・被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

◎このようなときは、必ず届出をしてください。

	事由	種別の変更	届出場所
年金加入者	20歳になったとき (被用者年金制度の被保険者等は除く)	1号	余市町役場
	会社を退職したとき（扶養されている配偶者）	2号→1号（3号→1号）	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	1号	配偶者の勤め先
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	
	配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	

※届出の際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、印かんをお持ちください。

◎年金を受け取っている方も、このような場合には届け出が必要になります。

	事由	必要なもの	届出場所
年金受給者	住所が変わったとき	・受給者の印かん ・年金証書	余市町役場
	年金の受取口座を変えるとき	・受給者の印かん ・年金証書 ・受取を希望する口座の預金通帳	

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

【町民福祉課からのお知らせ②】 ～「児童手当の現況届」の提出を忘れずに～

提出期限
6月29日（金）

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための届けです。

提出に必要な書類を6月初旬に送付いたしますので、期限までに提出してください（公務員の方は職場にお問合せください）。

なお、現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当の支給ができないことがありますので、忘れずに提出してください。

提出先・問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120

【町民福祉課・保健課からのお知らせ】

～子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）が便利になります～

①「児童手当の現況届」の手続きがオンラインで出来るようになります！！（6月から）

②「妊娠届出書」の提出がオンラインで出来るようになります！！

◎必要なもの（①・②共通）

- ・マイナンバーカード（顔写真・ICチップ付カード）
- ・ICカードリーダーまたは対応スマートフォン

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>へアクセスまたは町ホームページをご覧ください。

※「妊娠届出書」はオンライン提出が出来るようになりますが、面談を行ったうえで母子健康手帳を交付するため、役場に来ていただく必要があります。「妊娠届出書」のオンライン提出をされた方には、保健課から来庁日時を電話で確認させていただきます。

問合せ ①「児童手当の現況届」は 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120

②「妊娠届出書」は 保健課 保健指導グループ ☎21-2122